

平成 26 年 11 月
総務省自治行政局住民制度課

地方自治法施行規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 42 号）の一部の施行に伴い、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設により必要となる事項を定めるもの。

2 改正の概要

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例の創設に伴い、認可地縁団体及び市町村長が行う手続きに関する規定の整備を行う。

3 施行日

平成 27 年 4 月 1 日

改 正 案	現 行
第二十二條の二 地方自治法第二百六十條の三十八第一項に規定する申請は、認可地縁団体の代表者が、申請書に次に掲げる書類を添え、当該認可地縁団体の区域を包括する市町村の長に対し行うものとする。 一 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産（以下「申請不動産」という。）の登記事項証明書 二 第十八條の規定により提出した保有資産目録又は保有予定資産目録。ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に係る事項について総会で議決したことを証する書類 三 申請者が代表者であることを証する書類 四 その他地方自治法第二百六十條の三十八第一項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料 2 前項の申請書の様式は、別記のとおりとする。 第二十二條の三 地方自治法第二百六十條の三十八第二項に規定する公告は、次に掲げる事項について行うものとする。 一 地方自治法第二百六十條の三十八第一項の申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所 二 前条第二項に規定する申請書様式に記載された申請不動産に関する事項	(新設) (新設)

三 申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者（以下「登記関係者等」という。）である旨

四 異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

2 前項の公告に係る登記関係者等が異議を述べようとするときは、異議を述べる旨及びその内容を記載した申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写しその他の市町村長が必要と認める書類を添えて行うものとする。

3 前項の申出書の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の四 地方自治法第二百六十條の三十八第四項に規定する

証する情報の提供は、前条第一項の規定により公告された事項及び登記関係者等が同項第四号に規定する異議を述べることができる期間内に異議を述べなかつた旨を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うものとする。

2 前項の書面の様式は、別記のとおりとする。

第二十二條の五 地方自治法第二百六十條の三十八第五項に規定する

通知は、第二十二條の三第一項の規定により公告された事項並びに登記関係者等が異議を述べた旨及びその内容を記載した通知書により行うものとする。

2 前項の通知書の様式は、別記のとおりとする。

（新設）

（新設）

別記	
(略)	
申請書様式(第二十二條の二関係)	(略)
申出書様式(第二十二條の三関係)	(略)
情報提供様式(第二十二條の四関係)	(略)
通知書様式(第二十二條の五関係)	(略)
別記	
(略)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

申請書様式（第二十二条の二関係）

何年何月何日

何市(町)(村)長あて

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

印

住 所

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

1 申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人に関する事項

氏名又は名称

住 所

(別添書類)

- 1 所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産の登記事項証明書
- 2 保有資産目録又は保有予定資産目録等
- 3 申請者が代表者であることを証する書類
- 4 地方自治法第260条の38第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

何年何月何日

何市(町)(村)長あて

異議を述べる者の氏名及び住所

氏 名 印

住 所

申請不動産の登記移転等に係る異議申出書

地方自治法第260条の38第2項の規定による公告に基づき、当該公告を求める申請を行った認可地縁団体が申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて、下記のとおり異議を述べる旨、申し出ます。

記

1 公告に関する事項

(1)申請を行った認可地縁団体の名称

(2)申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

(3)公告期間

2 異議を述べる登記関係者等の別

- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- ☐ 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- ☐ 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

3 異議の内容（異議を述べる理由等）

（別添書類）

- ☐ 申請不動産の登記事項証明書
- ☐ 住民票の写し
- ☐ その他の市町村長が必要と認める書類（ ）

第 号
何年何月何日

（申請団体） 御中

認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

何市(町)(村)長

公告結果(承諾)の情報提供について

地方自治法第260条の38第1項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかったため、同条第3項の規定により、貴認可地縁団体が当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があったものとみなすこととなりましたので、同条第4項に規定する証する情報を提供します。

1 公告に関する事項

(1)申請を行った認可地縁団体の名称

(2)申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

(3)公告期間

2 公告の結果

1の公告については、1(3)の公告期間内に異議の申出はありませんでした。

第 号
何年何月何日

（申請団体） 御中
認可地縁団体の名称及び主たる事務所の所在地
名 称
所在地
代表者の氏名及び住所
氏 名
住 所

何市(町) (村) 長

公告結果(異議申出あり)通知書

地方自治法第260条の38第1項の規定により、 年 月 日付け文書をもって申請のあった不動産については、同条第2項の規定により公告をした結果、登記関係者等による異議の申出がありましたことを、同条第5項の規定に基づき通知します。

1 公告に関する事項

- (1)申請を行った認可地縁団体の名称
(2)申請不動産に関する事項

・建物

名 称	延 床 面 積	所 在 地

・土地

地 目	面 積	所 在 地

- ・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

(3)公告期間

2 異議の内容

- (1)異議を述べた登記関係者等
氏名
住所
登記関係者等の別
(2)異議を述べた年月日
(3)異議を述べた理由